

## 第245回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 令和6年3月26日（火） 午後3時～午後3時40分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 佐野克彦、田崎輝夫、大沢昌玄、大田裕章、小林みつぐ、藤井たかし、  
かしままさお、吉田ゆりこ、たかはし純、島田拓、池田多美子、佐藤良雄、  
船田孝司、加藤政春、小川善昭、瓦井隆司、野島久成、有川高利、横倉尚、  
川津亮、練馬消防署長（代理）、練馬警察署長（代理）
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 議案  
議案第522号(諮問第522号) 東京都市計画公園の変更(東京都決定)  
〔第5・5・10号 練馬城址公園〕  
議案第523号(諮問第523号) 東京都市計画公園の変更(東京都決定)  
〔第7・5・15号 石神井公園〕  
議案第524号(諮問第524号) 東京都市計画緑地の変更(練馬区決定)  
〔第90号 南田中の森緑地の追加〕

### 報告

- 報告事項1 生産緑地地区の都市計画変更原案について
- 報告事項2 補助第76号線の都市計画変更素案について

第245回都市計画審議会（令和6年3月26日）

○会長 皆様、本日は御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から第245回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況等につきまして報告をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。

ただ今の出席人数は22名でございます。当審議会の定足数は13名でございますので、本日の審議会は成立してございます。

続きまして、本日の案件に関連して出席してございます区の職員を御紹介させていただきます。

報告事項1、生産緑地地区の都市計画変更原案に関連いたしまして出席しております都市農業課長、岡村大輔でございます。

○都市農業課長 岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、本日、机上のほうに資料のほうを置かせていただいております。こちらは議案第522号に関連する資料でございます。後ほど案件と併せて御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。

案件表のとおり進めたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、全ての案件につきまして、説明者は着座にてお願いいたします。

本日の案件は議案が3件でございます。その後、報告事項が2件ございます。

まず初めに、議案第522号、東京都市計画公園の変更（東京都決定）〔第5・5・10号練馬城址公園〕につきまして、説明をお願いいたします。

○道路公園課長 それでは、議案第522号、練馬城址公園の都市計画変更について御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

本公園の都市計画変更につきましては、昨年12月の区の都市計画審議会におきまして素案の報告を行いました。このたび東京都から都市計画の変更案が示されましたので、御説明をするものです。なお、素案からの変更はございません。

1、概要です。都は、公園機能と道路機能の整合を図るため、補助第133号線と重複する区域を削除するなどの変更を行うものです。

2、都市計画変更の概要です。4ページを御覧ください。横使いで恐れ入ります。下段、5ページになりますが、変更の概要をまとめております。1、種別、2、名称、3、位置を現在の法令や実態に合わせて記載のとおり変更を行うものです。4、区域の変更についてです。後ほど図面を使いまして御説明をいたします。5、面積についてです。区域の追加および削除、錯誤の修正等を行いまして、約24.8haに改めるものでございます。

7ページをお願いいたします。区域についてですが、図の左上、黄色く着色されている部分が補助133号線と重複する部分で、今回削除を行う区域です。図の右下、豊島園駅から入り口にアクセスする部分に赤い部分がございますが、そこが今回追加をする区域です。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。3、これまでの経過および今後の予定です。本日の都市計画審議会の後、東京都に意見の回答を行いまして、記載の手続を進めていく予定でございます。

4、添付資料、都市計画変更の理由書を3ページにおつけをしております。ただ今説明してきた内容でございます。そのほか関連する資料を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

ここで、本日机上に配布をしております議案第522号配布資料、練馬城址公園の都市計画変更案に関する練馬区の意見案を御覧いただければと存じます。本公園の整備につきましては、外周道路の拡幅整備や防災機能を備えることなどを、これまでも区議会からの請願、区からの意見書などという形で東京都に求めてまいりました。また、昨年12月の本計

画の素案の際も、都市計画審議会の委員の皆様から外周道路の整備などについて御意見をいただいているところでございます。こうしたことを踏まえまして、都に改めて意見を伝えるため、意見書の案として本日、取りまとめてお示しをするものでございます。

内容について御説明をさせていただきますと、前段、リード文の部分ですが、これまでの経過の部分をもとめております。3段落目の3行目付近になりますが、本公園の西側および南側の外周道路につきましては、これまでも拡幅に向けまして東京都と協議を行ってきているというところの記載をさせていただきます。

そういったものを受けまして、最後の段落の下から3行目、今回照会のありました都市計画変更案そのものには異存ありませんが、練馬区をはじめ関係機関と十分協議の上、記書き以降、三つ記載をさせていただきますが、一つ目が外周道路の円滑な交通が確保できるよう拡幅整備をすること、また、防災備蓄倉庫設置への協力や消防団分団本部の施設を整備すること、また、今後の公園の整備に際しまして、町会、商店街など意見を聞くこと、また、区や区議会が要請してきた内容について引き続き実施に努めること、などを東京都に求める内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

この件につきまして御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員 最後にちょっと説明いただいた練馬区の意見案ということなんですけれども、これはどういった性格のものなんでしょうか。今日初めて私は見て、事前にこれは配られていないということみたいなんですけれども、都市計画審議会がそれを承認して、練馬区として意見を上げるというものになるんでしょうか。教えてください。

○道路公園課長 まず、今回の東京都から示されております都市計画の変更案につきましては、変更に向けまして都市計画法に基づく手続になっております。その中で、区はこの変更案についての意見を求められておりますので、それに対しまして、まず、公園の変更案自体については異存はないけれども、これまで東京都と協議をしてきている状況等々を

踏まえて、区として意見を付して回答をするというものでございます。

以上です。

○委員 そうすると、都市計画審議会の諮問とかそういうのは関係なく、練馬区の意見として独自に上げるということですか。

○道路公園課長 区として東京都に対して回答をするというものでございます。ただ、この中身につきましては都市計画に関わるものでございますので、本日都市計画審議会に議案としてお示しをしているというものでございます。

以上です。

○委員 そうすると、飽くまでも報告事項で、都市計画審議会としてそれを審査するというか、審議するという事ではないということなんですかね。

○道路公園課長 まず、今回議案としてお示しをしておりますので、意見書として区としてまず取りまとめて、案という形で本日この場で諮問をさせていただくという内容のものでございます。

○委員 そうであるのであれば、やっぱり事前に見せていただくということが必要だったんじゃないかと思うんです。ここでいきなりこういう形で示されたとしても、私たちの会派としても、なかなかこれをすぐに了承ということを、私個人の判断で、なかなか難しいんじゃないかと思うんです。事前にやはりお知らせいただいて、それで検討した上で、やはり諮問という形にさせていただかないと、この場で見せられて判断を求められても無理じゃないかと思うんですけれども、今までこういったやり方が取られてきたということになるんでしょうか。

○都市計画課長 本日の配布資料の取扱いでございますけれども、議案第522号の説明資料にもございますが、これから3月26日、本都市計画審議会へ諮問をした後、4月に東京都へ意見を回答するという事で、東京都へ意見を返す回答文ということでお示しをしている資料が本日、机上に配布させていただきました資料でございます。こちらの取扱いにつきましては基本的には、この資料にもございますが、都市計画の内容といたしましては

異存がないという旨で回答していきますが、練馬区としてこの都市計画変更に関して意見をこれまでも申してきたところでございます。また、これを機会に改めて意見を提出していきたいということで、提出するに当たっては、都市計画に関連するということで本審議会のほうにも御意見を伺うという意味で、本日提出のほうをさせていただいたという趣旨でございます。

○委員　ちなみに、この照会のほうが、東京都のほうから意見を出してくれというふうに言われたのはいつ頃のことなんでしょうか。その時期を教えてください。

○道路公園課長　議案第522号の資料の3の部分にも記載をしてございますが、本年1月22日に東京都から意見照会が来ております。

○委員　そうであるならば、やはり事前にこちらのほうに照会していただきたいですし、この間、この案件については議会の中でも報告があったと思います。そういった場合も含めて、やはりちゃんと検討していただくような機会や時間を取っていただきたいというふうに思います。なぜ今日これが当日配布なのかが、ちょっと私としても理解に苦しみますし、これが諮問案件だということになると責任も問われると思います。こうした段取りは、やはり見直す必要があるんじゃないかと。今日これを、もちろん東京都のほうが4月に都計審をやられるということで、時期的にも間に合わないということになるかもしれないんですけども、こうしたやり方は、やはり改めていただくことが必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○道路公園課長　今回の都市計画変更に際しまして、外周道路につきましては、これまでも区議会、区から東京都のほうに拡幅に向けての要望というのを再三再四伝えてきたというところでございます。この間、東京都とも膝詰めで協議のほうを進めてきていて、その進捗によって、意見をするかどうか含めまして変わってくるというところもあると思っております。今回ずっと検討のほうを進めてきたというところでございます。資料につきましては、当日配布という形になってしまいましたが、意見の案としてお示しをさせていただいているものでございます。

以上です。

○委員 最後になりますが、もちろん議会の中でのそういった意見が出されていたというのは私も聞いておりました。しかし、そうであるならば、段取りを経て、しっかりと合意していく段階を経て提出すべきものだと思うんです。これは都市計画審議会が諮問をして、練馬区の意見として上げるということですから、それなりの責任が伴うわけですね。そういった段取りを経ずに今日提出して、検証もできないまま、このまま決めてしまうというのは、やはり問題があるというふうに思います。私としては、こうしたやり方については見直していただきたいという意見を申し上げて、終わります。

○都市計画課長 意見照会があった暁に、意見がない場合につきましては、本審議会へかけることなく、意見がございませんということで提出していくのが通常の流れでなっております。また、意見ありとして返す場合には、都市計画審議会へ御報告差し上げる、これが通常の流れというように認識しております。今日の配布資料の取扱いにつきましては、きちんとした段取りの中で、資料を提出していくか、いかないかについてというよりも、練馬区としての考え方を本審議会の中にもお示しする必要があるという考えの下で提出をさせていただいております。飽くまでも練馬区の付帯意見としては、ここにございませぬが、都市計画の変更案自体には異存がない旨の回答をしていくという予定でございます。

以上でございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 よろしいですか。

それでは、ほかに御発言がなければ、議案第522号につきましてお諮りいたします。

議案第522号につきましては、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第523号、東京都市計画公園の変更（東京都決定）〔第7・5・15号石神井公園〕につきまして説明をお願いいたします。

○道路公園課長 それでは、議案第523号によりまして、石神井公園の都市計画変更について御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

本公園の都市計画変更につきましては、昨年12月の都市計画審議会では素案の御説明を行いました。このたび東京都から都市計画の変更案が示されましたので御説明をするものでございます。なお、素案からの変更はございません。

1、概要です。都は、風致の保全、みどりの拠点の拡大、防災機能の向上のため、区域を追加する変更を行うものでございます。

2、都市計画変更の概要です。4ページを御覧いただければと存じます。横使いで恐れ入りますが、下段、5ページ目になりますが、変更の概要をまとめております。1、位置は記載のとおりです。2、区域につきましては、後ほど図面を使いまして御説明をいたします。3番、面積ですが、追加および錯誤の修正を行いまして、約40.0haに改めるものでございます。

7ページをお願いいたします。公園区域の南側、赤く着色をされております4か所が今回の追加の区域です。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。3、これまでの経過および今後の予定です。本日の都市計画審議会の後、東京都に意見を回答しまして、記載の手続を進めていく予定でございます。

4番、添付資料です。都市計画の変更の理由書を3ページにおつけをしております。これまで御説明してきた内容です。そのほか関連する資料をおつけしておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

(発言する声なし)

○会長 いかがでしょうか。特にございませんか。

特に御発言がないようですので、議案第523号につきましてお諮りいたします。

議案第523号につきましては、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第524号、東京都市計画緑地の変更〔第90号 南田中の森緑地の追加〕(練馬区決定)につきまして、説明をお願いいたします。

○みどり推進課長 それでは、私のほうから議案第524号説明資料によりまして、南田中の森緑地の都市計画緑地の追加について御説明させていただきます。なお、本件につきましては、昨年10月30日開催の当審議会に原案を報告させていただいた案件となっております。原案からの変更はございません。着座で説明させていただきます。

1番、概要です。南田中5丁目にある南田中憩いの森を含む約0.2haの区域を、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、都市計画緑地に追加するものです。

2、都市計画の変更内容です。恐れ入ります、4ページをお願いいたします。横使いで恐縮です。東京都市計画緑地に南田中の森緑地を追加いたします。種別は緑地、名称、位置、面積は記載のとおり、樹林地の保全を目的とする緑地です。

5ページ目が位置図になります。石神井川の南側、南田中小学校のすぐ北東に位置しております。

6ページは計画図となっております。みどり色で囲った区域が今回、計画変更区域として追加する区域です。

7ページに現況写真を載せております。区域はエノキなどからなる斜面林となっております。区域西側の一部が区有通路で分かれております。西側が平成3年開設の塚越の森緑

地、東側に昭和60年開設の南田中憩いの森がございます。今回、この両方の敷地を区域に入れ、樹木の保全を目的として計画区域としております。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。3、これまでの経過と今後の予定です。昨年10月に当審議会に原案を報告させていただき、11月に議案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付、地域での説明会を行いました。意見書の提出、公述の申出はありませんでした。12月に東京都知事の協議を終え、本年2月に計画案の公告・縦覧を行いました。こちらにつきましても意見書の提出はございませんでした。本日、当審議会にお諮りいたしまして、近日中の都市計画決定・告示を予定しております。

4、議案、(1)都市計画の案の理由書は3ページに添付してございます。原案からの変更はございません。お目通しをお願いいたします。計画書、位置図、計画図、添付資料につきましては、ただ今御説明したとおりとなっております。

6、その他、都市計画変更後、整備方針の優先整備区域として位置づける手続を行います。

御説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 今、緑地の関係の説明の中で、都市計画案の公告に対して意見書の提出がなかったという御報告がありました。ちょっと今気がついたんですが、その前二つの石神井公園と練馬城址公園についても、そういう公告をして意見書の受付をしていて、先ほど練馬区の見解の中で、その見解が何件寄せられたと書かれているんですが、これは今回の522号と523号ではそういう公告に対しての意見書が出たか出なかったかという表記がされていないのは、特に何か理由があるのでしょうか。

○道路公園課長 先ほどの議案第522号と523号につきましては、東京都のほうがその意見書の受付の手続を行ってございます。その中身につきましては、今後5月に東京都の都市計画審議会のほうでその内容について明らかにしていくということですので、現時点と

して区としては承知はしておりません。

○委員 分かりました、ありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 よろしいですか。

特にほかに御発言がなければ、議案第524号につきましてお諮りいたします。

議案第524号につきましては、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

これで議案に関する審議は終わりました。

つぎに、報告事項に移ります。

報告事項の1、生産緑地地区の都市計画変更原案につきまして、説明をお願いいたします。

都市計画課長。

○都市計画課長 それでは、私のほうから報告事項1説明資料を用いまして、生産緑地地区の都市計画変更原案について御説明させていただきます。着座で失礼いたします。

区では、生産緑地法に基づきまして、計画的に保全する必要がある農地を生産緑地地区として都市計画の決定をしているところでございます。毎年度1回、新規指定の希望をする農地につきましては都市計画の追加を、買取り申出により建築等の行為制限等が解除された地区、また、公共施設用地に転用された地区につきましては、生産緑地を削除する都市計画変更を行っているところでございます。今般生産緑地地区の都市計画変更原案を作成したところですので、今後これに基づき手続を進めてまいる予定でございます。

今回の都市計画変更の内容でございます。初めに、削除でございます。令和4年12月から令和5年10月までの間に、買取りの申出により行為制限が解除になった地区、また、公

共施設用地に転用された地区を削除いたします。行為制限の解除をする地区につきましては2.988ha、19件でございます。その内訳は、主たる従事者の死亡・故障によるものが1.819ha、9件、生産緑地の指定から30年が経過したものにつきましては1.169ha、10件でございます。公共施設に転用されたものにつきましては0.437ha、6件でございます。合わせますと、削除するものは3.425ヘクタール、25件になります。

一方で、追加する生産緑地につきましては、令和5年10月までに追加指定の申請があったものを行います。こちらは0.185ha、6件になります。

また、今回の都市計画変更では、指定区域の図面に一部錯誤があり誤っていたものについて、区域の一部を図面変更するものを行います。

(4)番、この都市計画変更によりまして、生産緑地地区の面積は159.70ha、595件となります。

恐れ入ります、裏面をお願いいたします。今後の予定でございます。本日、都市計画変更原案を本審議会に御報告し、明日3月27日から4月17日まで、都市計画変更原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付を行います。5月から6月に東京都知事への協議手続を行いまして、6月には都市計画変更案の公告・縦覧、意見書の受付を行う予定でございます。7月に改めまして本審議会へ都市計画案を付議いたしまして、8月に都市計画変更の告示をする予定でございます。

周知方法でございますが、3月21日の区報および区のホームページに掲載して周知を行っているところでございます。

本日の添付資料を御説明させていただきます。3ページにおつけしておりますのが、都市計画変更原案の理由書でございます。4ページから7ページが、都市計画の計画書をつけてございます。また、9ページにつきましては、都市計画変更された後の総括図の原案をおつけしてございます。11ページが概略図ということで、今回変更や追加をした場所が分かる図面ということでおつけをしているところでございます。13ページが削除、追加する場所の詳細図がどちらの図面に入っているかということで、図面番号を分かるような形

にさせていただいているところでございます。それが14ページから34ページになります。また、最後に生産緑地制度についての参考資料ということで、生産緑地地区とはどういうものか、また特定生産緑地地区とはどういうものかについての説明資料をつけさせていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、資料にございます資料の番号につきましては、概略図、計画書の中で共通の番号になっておりますので、資料確認の際に御活用いただけるかと思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員 御説明ありがとうございます。1ページの公共施設転用6件というところの、どのような転用だったのかお聞かせいただけますか。

○都市計画課長 公共施設転用の内訳でございますが、都市計画道路の用地に当たっていたものが1件ございます。また、区道の拡幅として削除したものが2件、特養として転用されたものが1件、区道と特養併せて削除したものが1件、高齢者グループホームで1件、合計6件という扱いでございます。

○委員 ありがとうございます。公共転用については確認をさせていただきました。全体的に生産緑地の減少というのは、これもどうしてもやむを得ないものなんだろうなというふうには思うんですけども、やっぱり一方で練馬区の大きな特徴であるこの都市農業をしっかりと振興していくという部分も大きなポイントだなというふうに思っていて、なかなか買取り申出の出たもの全部を買い取っていくということは、これは現実的に不可能なんだろうけれども、やっぱりポイントを絞ってというか、特に農の風景育成地区なんかに指定されているところでは、しっかりと区としても買取り申出が出たときに農地として買い取っていくということが重要なんじゃないかなというふうに思うんですけど、そのあたりの区の考えをお聞かせいただけますか。

○都市農業課長 農地の維持に関しましては、やはり区として重要な課題というふうに受

け止めてございます。相続などの理由によりまして農地が減る中で、どこの農地を残していくのかというところにつきましては、周辺の農地の在籍状況、また、その農地の形、接道の状況、そういったものを鑑みながら判断をしているところでございます。御指摘のように農の風景育成地区につきましては、農地が集積する二つの地域、練馬区としても非常に貴重な財産が集まっている場所というふうに認識してございます。今後、農地を保全するためにどのような方策が必要なのか、当然、買取りという手法も含めまして、総合的に検討を進めながら今後も農地を保全してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。農地として買い取ったときの使い方という部分がちょっと区としても苦慮していくことなのかなというふうには推察するんですけども、今のうちのほうでは新しい世代の農家さんが集まって、例えばみんなで共同で運営をしていくとか、そういったことも含めて勉強会なども行われておりますので、ぜひそういったところは区としてもしっかりキャッチアップをして、連携を取って、特に農の風景育成地区に指定されているところは中心に買取りをしていって、農地が残るような、そうした仕組みというものを是非早めに作っていただきたいことを要望して、終わります。

○都市農業課長 農地の日々の肥培管理につきましては、非常に課題として大きな部分がございます。通常の農地であれば農業者の方が常日頃、肥培管理をされているというところで、例えばその農地を区が買い取ったときにどのような管理の手法が可能なのか、そういった中では、御提案のありましたような地域の方々の御協力というところも非常に有効な手段だというふうに考えてございます。他の自治体の取組事例なども踏まえながら、そういった地域の力を借りた農地の保全ということにつきましては、引き続きしっかりと勉強を進め、区としての取組につなげていきたいと考えてございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 よろしいですか。

ほかに御発言がなければ、報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2、補助第76号線の都市計画変更素案につきまして、説明をお願いいたします。

○交通企画課長 報告事項2、補助第76号線の都市計画変更素案について御報告いたします。着座にて失礼いたします。

本件は、今後東京都において都市計画手続が予定されており、適切な時期に改めて本審議会に諮問いたしますが、本日は事前に計画内容について委員の皆様にご説明するものでございます。

報告事項2の説明資料をお願いいたします。補助第76号線は杉並区、練馬区、中野区、新宿区などにわたる道路でございます。練馬区の区間は新青梅街道となっております。

1、概要についてです。平成10年の都市計画法改正に伴いまして、以降に都市計画決定された道路につきましては車線数が定められているところでございますが、以前の道路につきましては都市計画変更の際に併せて定めることとしております。補助第76号線につきまして、東京都はこのたび、新宿区と中野区において隅切り部を現道に合わせるなどの都市計画変更を行いまして、併せて練馬区を含む全線にわたります車線数を定めることといたしました。

2、都市計画変更の概要でございます。3ページ目、位置図を御覧ください。隅切りの変更か所につきましては、赤丸で示す新宿区で1か所、中野区で2か所となっております。道路の延長につきまして、1万5,240mから1万5,290mに変更いたします。車線数につきまして、西側約12.1kmを2車線、東側3.2kmを4車線といたします。練馬区の区間につきましては既に完成し、2車線で供用されております。現在の状況に合わせ、今回2車線と定めるところでございます。

3、これまでの経過と今後の予定でございます。東京都は3月11日、隅切り部の地域を対象といたしまして、都市計画変更素案についてのオープンハウスを実施しております。

4月以降、都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付、練馬区都市計画審議会への諮問、東京都都市計画審議会への付議を経て、都市計画変更・告示と手続を進めていく予定となっております。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

(発言する声なし)

○会長 よろしいでしょうか。

特に御発言がないので、報告事項2を終わります。

これで本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、事務局から御連絡がございます。

○都市計画課長 それでは、次回の都市計画審議会の日程につきまして御案内させていただければと思います。

次回につきましては、令和6年7月を予定しているところでございます。案件につきましては、議案として、本日御説明させていただきました生産緑地地区の変更などを予定しているところでございます。開催通知につきましては、改めてお送りさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

これで本日の都市計画審議会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。